

第1章 総則

第1節 計画の方針（共通）

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、名張市防災会議が、名張市の地域に係る災害（風水害等の災害及び地震災害）に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び住民が自ら展開する自主防災活動など、自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の基本方針

この計画は、南海トラフ特措法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。この計画の構成及び内容は次のとおりとする。

第1章 総則

計画の目的や方針、市や防災機関等の防災上の責務や役割、過去の災害や被害想定等

第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための自助・共助・公助に係る計画等

第3章 災害応急対策計画

市災害対策本部の活動のほか、関係機関や住民等が災害発生後に取り組むべき対策等

第4章 災害復旧計画

被災者の生活や産業・経済活動など、復旧するための対策等

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災体制、地震防災応急対策に係る措置等を定め、市域における地震防災体制の確立を図るための計画

第3項 計画の修正と習熟

本計画は、基本法第42条第1項の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り修正するものとする。なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画を作成する。
- 2 市防災会議は、会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 3 市防災会議は、作成した防災計画について基本法第42条第5項の規定により県知事に報告する。
- 4 基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力の下、その実現を図る。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通）

第1項 実施責任

1 市

①市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

②市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

①県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。

②県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

③県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関に係る防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

①指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。

②指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

①指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。

②指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

①公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。

②公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

6 市民

①市民は、常に災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。

②市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る互助・共助の取組に努める。

7 自主防災組織

①自主防災組織は、地域住民、事業者、防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

②自主防災組織は、地域において市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

8 事業者

①事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

②事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策及び防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 災害防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
- (23) 市消防
 - ア 火災の予防・警戒・鎮圧
 - イ 災害の防除及び被害の軽減
 - ウ 救助・救急活動
 - エ 災害情報の収集・連絡等

2 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備

- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
- (23) 県警察
 - ア 災害警備体制
 - イ 災害情報の収集・連絡等
 - ウ 救出救助活動
 - エ 避難誘導
 - オ 緊急交通路の確保
 - カ 身元確認等
 - キ 二次災害の防止
 - ク 危険箇所等における避難誘導等の措置
 - ケ 社会秩序の維持
 - コ 被災者等への情報伝達活動
 - サ 相談活動
 - シ ボランティア活動の支援

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ア 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ウ 管区内各警察の相互援助の調整
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- オ 情報の収集及び連絡
- カ 津波警報等の伝達

(2) 東海財務局

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源に係る財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整

オ 金融上の諸措置

(3) 東海北陸厚生局

ア 災害状況の情報収集、連絡調整

イ 関係職員の派遣

ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全事業の推進

イ 農作物、農地、農業施設等の被害状況に関する情報収集

ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導

エ 被災地における農作物等の病虫害防除応急措置に関する指導

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導

カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置

キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等

ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導

ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(5) 近畿中国森林管理局

ア 防災を考慮した森林施業

イ 国有保有林、治山施設等の整備

ウ 国有林における予防治山施設による災害予防

エ 国有林における荒廃地の復旧

オ 災害対策用復旧材の供給

(6) 中部経済産業局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡

イ 電力、ガスの供給の確保に関する事

ウ 災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

オ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う

(7) 中部近畿産業保安監督部

ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導

イ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる（7）アの円滑な実施

(8) 中部運輸局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨

ウ 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導

エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保

オ 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督

- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- コ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他被害応急対策に対する支援

(9) 大阪航空局中部空港事務所

- ア 航空保安施設の管理運用
- イ 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供
- ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制
- エ 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置

(10) 第四管区海上保安本部

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助
- ウ 船舶交通の安全のために必要な事項の通報
- エ 船舶交通の障害の除去
- オ 海洋汚染等及び海上災害の防止
- カ 法令の海上における励行

(11) 津地方気象台

- ア 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知
- イ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
- ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
- エ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

(12) 東海総合通信局及び近畿総合通信局

- ア 災害時に備えて電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- オ 非常通信協議会の運営
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(13) 三重労働局

- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- イ 事業場における労働災害発生状況の把握
- ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施

(14) 中部地方整備局及び近畿地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

- (エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
- (オ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
- (カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- (キ) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
- (ク) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有

イ 初動対応

- (ア) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- (エ) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (キ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (ク) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (ケ) 所管施設の緊急点検の実施
- (コ) 情報の収集及び連絡
- (サ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (シ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- (ス) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

(15) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施
- エ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

(16) 中部地方環境事務所

- ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ア 所有財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

4 自衛隊

自衛隊

- ア 要請に基づく災害派遣
- イ 関係機関との防災訓練に協力参加

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

- ア 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- イ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ウ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- エ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

(2) 株式会社NTTドコモ東海支社

- ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の性格、迅速な収集、連絡
- イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDDI株式会社中部総支社

- ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) ソフトバンク株式会社

- ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(5) 日本銀行名古屋支店

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の処置を講じる。

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (ア) 通貨の円滑な供給の確保

- (イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
- (ウ) 通貨及び金融の調整
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (ア) 決済システムの安定的な運行に係る処置
 - (イ) 資金の貸付
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報
- カ 海外中央銀行等との連絡・調整

(6) 日本赤十字社三重県支部

- ア 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備
- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 救助物資の配分
- エ 災害時の血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他災害救護に必要な業務

(7) 日本放送協会津放送局

- ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
- イ 放送に当たっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
- ウ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- エ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(8) 中日本高速道路株式会社

- ア 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

(9) 独立行政法人水資源機構

- ア 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進
- イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施

(10) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 警戒宣言発令時の情報伝達
- イ 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等
- ウ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

(11) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
- イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
- ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
- エ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
- オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
- カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- キ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
- ク 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理

- ケ 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
- (12) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社**
- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

(13) 東邦ガス株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(14) 日本郵便株式会社

- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
- イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などの無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除の実施
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた現金書留郵便等の料金免除の実施
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金の配分

(15) 独立行政法人 国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

6 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人三重県医師会（一般社団法人名賀医師会）

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 三重テレビ放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

(3) 三重エフエム放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

(4) 三重交通株式会社

- ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(5) 一般社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応

体制の整備並びに配車

(6) 近畿日本鉄道株式会社

- ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送
- イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(7) 一般社団法人三重県LPガス協会

- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

(8) 公益社団法人三重県歯科医師会（一般社団法人伊賀歯科医師会）

- ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施

(9) 株式会社ケーブルコモンネット三重（株式会社アドバンスコープ）

災害発生に際して、県内CATV事業者8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。

- ア 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。
- イ 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送に当たっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。
- ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。
- エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。

(10) 一般社団法人三重県建設業協会（伊賀支部）

- ア 応急仮設住宅の建設への協力
- イ 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急輸送道路の啓開を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）

被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力

(3) 危険物施設等の管理者

市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防火管理の実施

(4) 各港湾施設の管理機関

港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施

(5) 土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工並びに防災管理の実施

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）

三重交通株式会社に準ずる。

(7) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）

近畿日本鉄道株式会社に準ずる。

(8) ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会を除く）

東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPガス協会に準ずる。

第3節 市民の責務と事業所の役割（共通）

市及び関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければならない。

災害対策基本法第2条の2 基本理念（概要）

- 1 我が国の自然災害の特性に鑑み、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- 2 自治体等公共団体の相互の連携協力を確保するとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他地域の多様な自発的な防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための処置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた過去の災害の教訓を踏まえ絶えず改善を図ること。
- 4 できる限りの確に災害の状況を把握し、適切な資源配分により、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者の年齢、性別、障害の有無その他の事情を踏まえその時期に応じて適切に被災者を援護する。
- 6 災害が発生したときは、施設の復旧、被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第1項 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、今後予測される地震・台風豪雨等の風水害の災害から自分及び家族を守るため、常に防災意識を持ちつつ、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感の下、共に助け合う共助を発揮して地域の防災に寄与しなければならない。

1 自己管理

災害の発生に備えて、まず助かるための自宅の耐震補強、家具の転倒防止、出入口を塞がない家具の配置、ガラス等破片による負傷の防止等事前の準備により安全の確保に努める。また、避難に備え、飲料水、保存できる食料、懐中電灯、ライター、防寒用品、医薬品等を常に使用が可能な状態で準備する。地域の災害発生の見込み、避難場所の確認等災害に対する特性を把握するとともに、災害の発生が予見される時は、早めの対策に努める。このための家族防災会議は、家族の防災意識を高め、災害対策として重要である。

2 地域への協力

地域の大規模の災害が発生した際、消防、警察、自衛隊等の公的機関による救護活動は、直ちに実行できないことが多い。そのため、地区のことは地区で人命救助・初期消火等助け合うことが非常に重要である。特に災害の際は援助することが必要な高齢者等の要配慮者に対し支援が必要となるため、個人情報管理に努めつつ実情を把握し、共に助け合うことが必要である。

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第2項 事業所の役割

事業所は、今後予測される地震・台風豪雨等の風水害の災害から事業所を守るため、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、災害発生後の事業の継続について計画し、災害から早期回復することが必要である。また、地域の一員であることを自覚し、防災資材の提供・従業員のボランティア活動等に

努め、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

1 自己管理

災害は常にやってくることを配慮し、災害発生に備えて事前の防災体制の充実を図る。災害発生時においては、危険防止のため、機械の停止等安全を最優先し、事業所内の従業員の危害予防に努める、また、所在している利用者等の安全確保に努める。

2 地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。

- (1) 緊急時の避難場所等の提供
- (2) ボランティアの派遣による地域への寄与

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

- (1) 事業の継続による、インフラ復旧への協力
- (2) 復旧に対する資材、労力の提供

第4節 名張市の特質（共通）

第1項 位置・地勢

名張市は、北緯34度37分27秒、東経136度6分40秒の三重県の西部、上野盆地の南西部に位置し、東西10.6キロメートル、南北13.1キロメートル、総面積129.77平方キロメートルで、人口約8万人を擁しており、北部は伊賀市（旧上野市）、東部は伊賀市（旧青山町）と津市（旧美杉村）に、他の二方は奈良県に接している。

本地域の地形は、中央部の名張盆地とそれを取り囲むように位置する山地で特徴付けられる。なお、標高は、最高883メートル、最低162メートルで、全市域のうち南部地域のおおむね3分の1に当たる38.9平方キロメートルが室生・赤目・青山国定公園に指定されている。また、市内には名張川、宇陀川、青蓮寺川が貫流し、木津川を経て淀川に合流し、大阪湾に注いでいる。

第2項 地質

名張地域の岩石や地層を生成した時代で区分すると、古いものから領家帯の岩石・室生火砕流堆積物・古琵琶湖層群・第4紀の堆積物がある。

領家帯の岩石は当時の山地や盆地の基盤をつくっている岩石で、中生代の前期（約2億年前）にできた泥岩や砂岩などが中生代の後期の終わり頃（約8千万年前）の変成作用を受けてできた片麻岩類とこの時期に形成された花崗岩類である。片麻岩類は青蓮寺湖周辺から百合が丘、つつじが丘、神屋にかけて分布し、花崗岩類は名張川沿いの比奈知・布生と茶臼山の南東斜面から薦生、鶴山にかけて大和高原へ広がっている。

室生火砕流堆積物は、「室生火山岩」と呼ばれ、名張市の室生山地を含め、東西28km、南北15kmの範囲に分布し、最大の厚さは400mに達するものである。岩質は、凝灰岩で、当地以外の別の所にある火山から流れてきた火山灰などが当時の低い所を埋めて堆積し、これが高温によって再溶融し、火山岩のように硬くなったものである。柱状節理の発達がよく、この溶結凝灰岩の分布している山地を含む溪谷では、この岩石独特の自然美豊かな景観を見せている。

古琵琶湖層群は第3紀鮮新生の時代になって伊賀地方では現在の琵琶湖の原形ができており、湖底堆積物が形成された。この堆積物は、砂・シルト（粒径が砂と粘土の間の碎屑物）・粘土の地層をつくっており、その外に礫（砂より大きい粒径の小石）・亜炭・火山灰を挟んでいる。名張市では桔梗が丘周辺の丘陵と安部田の山麓でその分布が見られる。

人類が地球上にあらわれた、今から約170万年前以降の時代を第4紀というが、この時代に起こった地殻変動や火山活動は地形として残っている。第四紀の時代に運動した断層を活断層といい、名張の活断層は、名張断層（現在公表されている「三重県内活断層図」において、「推定活断層」として表示されている。）と呼ばれ、奈良県の室生村から名張市の安部田を経て茶臼山の山麓を通る北東―南西方向で、北に傾く逆断層で断層地形をつくっている。

第四紀の後半の時代になると土地の形は現在に近くなるが、地殻変動等で河川の水面の標高に変化を生じる。その時、現在より高い、昔の低地の面を段丘面といい、それをつくっている堆積物の礫層を段丘礫層といい、盆地内での小波田川、名張川、宇陀川の河岸で数段見られる。

（平成16年3月31日発行「おきつもの名張今と昔」中の「名張の地質」より抜粋）

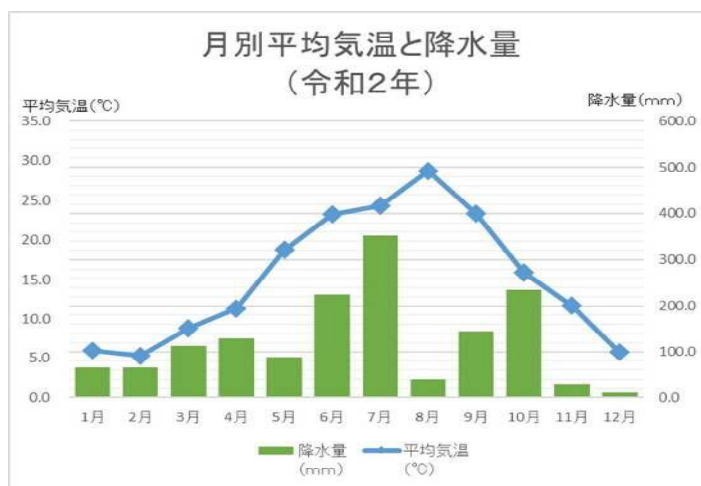
第3項 気象の概況

本市を含む上野盆地は、山地を除くと、鈴鹿山麓から伊賀盆地にかけては、1月の平均気温は3℃で、県内では最も寒さの厳しい地域である。逆に夏の暑さは場所によっては40℃を超えた記録もあるように、気温の年変化や日変化が大きく、典型的な内陸盆地気候となっている。年降水量は1,300～1,500ミリで県内で最も雨の少ない地域となっている。

また、年間を通じて盆地特有の放射霧が多く発生し、特に10～11月に発現率が高くなっている。

(津地方気象台ホームページより抜粋)

本市における月別平均気温と降水量
(令和2年)



本市における気象状況 (平成23年～令和2年)

年	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均風速 (m)	降水量 (mm)
平成23年	14.4	35.7	-4.3	-	1.4	1803.5
平成24年	14.2	36.6	-7.5	78.6	1.5	1568.0
平成25年	14.7	36.8	-3.5	78.2	1.5	1604.5
平成26年	14.3	36.6	-4.0	80.3	1.4	1303.0
平成27年	14.9	36.4	-3.2	83.4	1.3	1437.0
平成28年	15.4	35.4	-4.8	83.1	1.3	1383.0
平成29年	14.4	34.7	-4.0	82.3	1.4	1590.9
平成30年	15.1	37.2	-5.7	75.0	1.3	1634.0
令和元年	15.1	36.5	-2.8	74.1	1.3	1483.5
令和2年	15.3	37.1	-3.5	75.6	1.3	1500.0
令和2年1月	6.0	14.6	-1.4	74.0	1.7	66.0
2月	5.3	16.6	-3.5	70.5	1.5	66.0
3月	8.9	21.8	-1.1	70.6	1.5	113.5
4月	11.3	25.4	1.7	63.2	1.7	130.0
5月	18.8	29.5	8.6	70.5	1.3	87.5
6月	23.2	33.7	13.7	77.7	1.2	224.5
7月	24.3	35.5	18.9	88.2	1.0	351.5
8月	28.7	37.1	20.8	75.4	1.0	39.5
9月	23.3	33.9	13.7	84.9	1.0	145.5
10月	15.9	27.0	4.8	80.6	1.1	235.0
11月	11.7	25.0	2.4	79.6	1.0	29.5
12月	5.8	15.3	-2.3	72.4	1.6	11.5

※平成23年平均湿度については、湿度計の故障により表示なし

観測地: 名張市消防本部

第4項 防災をめぐる社会的状況

1 少子高齢社会の進展

本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢社会の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加してきており、2040年には市内の老年人口の割合が約40%に達することが予測されている。

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める避難行動要支援者の割合の増加にもつながると言える。

これら避難行動要支援者の支援に当たっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取組の促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「互助」「共助」の取組により、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢社会における防災対策として重要である。

2 グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に本市の外国人住民数は約1,000人となり、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、文化や生活習慣の違いから、外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

3 女性や障害者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障害者の中には、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障害者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、災害が発生した際の多様なニーズを反映することが求められている。

4 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による平成30年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン79.2%、タブレット端末40.1%）

も大幅に増加している。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「Lアラート（災害情報共有システム）」を整備し、導入していることから、防災情報についても、このような新しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

第5節 過去の災害（共通）

第1項 風水害

名張市に被害を及ぼした過去の主な風水害は、以下のとおりである。

※市ホームページ「名張の歩み」より抜粋

1. 昭和34年9月26日災害発生 伊勢湾台風

伊勢湾台風は、非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸（26日18時13分最低気圧929.2hPa）し、三重県の西側を北上した。名張市での連続降雨量は341.9ミリ（9月25日80.8ミリ、26日261.1ミリ）、最大時間雨量で43.0ミリを記録した。

名張市での被害は、当時は河川上流にダムが建設されておらず、市街地への浸水等により、建物の全半壊及び流失が807棟、死者11名、行方不明1名他、未曾有の被害を受けた。

2. 昭和36年9月16日災害発生 第2室戸台風

室戸岬西方に上陸した台風により、猛烈な暴風雨となり、名張市の被害は、建物の全半壊6棟等であった。

3. 昭和40年9月17日災害発生 台風24号

台風接近前から本州付近に停滞した前線の影響で長い期間大雨が降り続き、9月17日に三重県大王崎付近に上陸後、東日本、北日本を縦断し、全国でも大きな被害が発生した。

名張市の被害は、建物全半壊11棟、市内全域での建物一部破損49棟、家屋浸水1,467棟他であった。

4. 平成10年9月21～23日災害発生 台風7・8号

台風第8号に続いて第7号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、名張市では、最大瞬間風速56.4m/S（伊賀地方観測史上最大）を記録した。

名張市の被害は、建物全半壊31棟、市内全域での建物一部破損49棟、死者1名他であった。

5. 平成23年8月31日～9月4日災害発生 台風12号

台風12号は、9月3日10時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総雨量が1,630mmとなるなど記録的な降水量となった。名張市での連続降雨量は348.5ミリ（8月31日～9月5日）、最大時間雨量で19.0ミリを記録した。

名張市の被害は、土砂崩落等59件、床下浸水2件、道路冠水21件、田崩落6件等であった。

6. 平成29年10月21日～23日災害発生 台風21号

台風21号は、21日から22日にかけて、非常に強い勢力を持ったまま、日本の南海上を北上し、近畿地方や東海地方を中心に記録的な大雨となった。

名張市での3日間の連続降雨量は、360.0ミリ（21日39.0ミリ、22日293.0ミリ、23日28ミリ）となり、24時間降水量で観測史上最大の315.0ミリを記録した。

名張市での被害は、それまでの長雨の影響もあり、市内全域で被害が発生し、土砂崩落等138件（東山墓園含む）、床下浸水9件（17棟）、道路冠水28件、田崩落16件等であった。

第2項 既往の地震とその被害

名張市に関係のあった地震の被害は、概ね次のとおりである。

1 伊賀上野地震（1854年）伊賀・伊勢・大和及びその隣国、M=7.0-7.5

伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きい。
伊賀で死者625人、負傷者994人、家屋倒壊2,270戸、蔵の倒壊306戸
同年に東海地震、その発生の32時間後に南海地震が発生している。

2 東南海地震（1944年）東南海沖、M=8.0

震源が熊野灘沖約20 k mと近くであったため、直接的被害も大きいものであった。
県内で死者389人、負傷者608人、家屋の全半壊5,837戸

3 南海地震（1946年）南海道沖、M=8.1

震源は潮岬南方約 50 k mの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかった。
県内で死者 11 人、負傷者 35 人、家屋の全半壊 157 戸

第6節 地震の被害想定（震災）

第1項 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とした広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とした局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

本市の地震に関する被害想定については、直近では、三重県が、平成26年3月に、平成24年度に国により公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にして、県全体の「地震被害想定調査結果」を取りまとめた。

本計画においては、この内、本市に大きな影響を及ぼす地震として、プレート境界型地震では、南海トラフ地震（過去最大クラス、理論上最大クラス）、内陸直下型地震では、頓宮断層及び布引山地東縁断層帯東部の想定地震について、当該調査結果のハザード予測（地震に伴う揺れの大きさや液状化など）及びリスク予測（ハザード予測によって引き起こされる可能性のある被害の量や様相）の被害想定を示す。

第2項 地震の想定

1 プレート境界型地震

- (1) 南海トラフ地震（過去最大クラス）（M8～9）
- (2) 南海トラフ地震（理論上最大クラス）（M8～9）

2 内陸活断層による地震

- (1) 頓宮断層（M7.3程度）
- (2) 布引山地東縁断層帯東部（M7.6程度）

第3項 プレート境界型及び内陸活断層の地震の発生確率

地震名又は断層帯名	地震発生確率（30年以内）	備考
南海トラフ地震	70%～80%	令和3年1月13日地震調査研究推進本部（文部科学省）公表
頓宮断層	1%以下	
布引山地東縁断層帯東部	0.001%	

第4項 被害想定

1 ハザード予測結果

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することをいう。

(1) プレート境界型地震

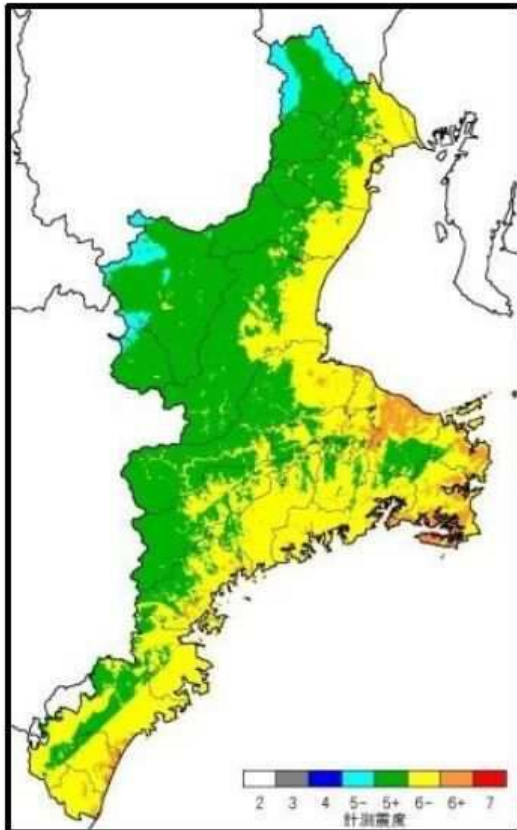
過去最大クラスの南海トラフ地震では、本市においては最大震度6弱、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部においても震度6弱が想定されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震では、本市においては、市内の大半以上が震度6弱、一部の地域で最大震度6強と想定されている。県内のほぼ全域で震度6弱以上、南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強、また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震

度7が想定されている。

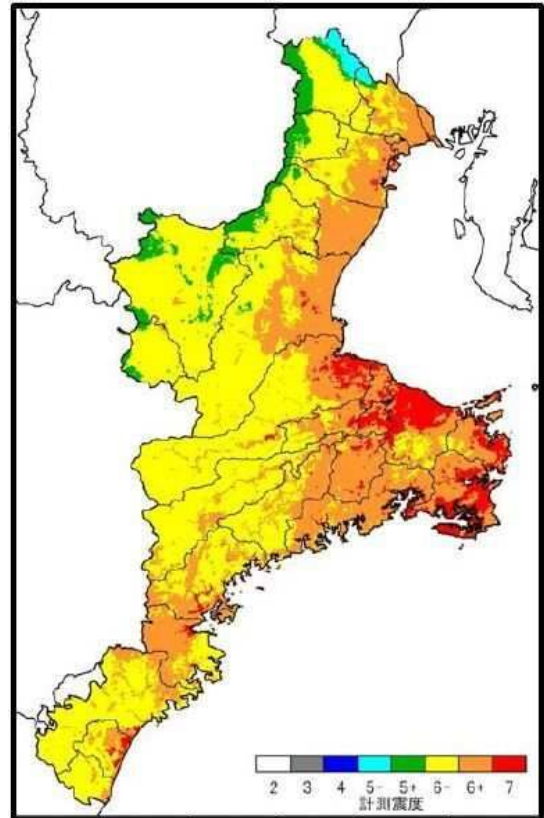
想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震



	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0	191.5	2,843.9	2,449.2	287.2	5.6
面積割合 (%)	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

理論上最大の南海トラフ地震



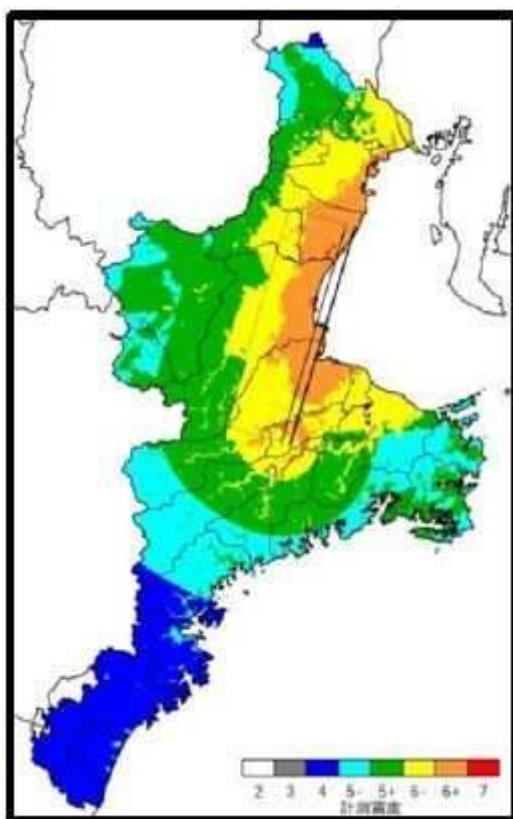
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
面積割合 (%)	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

※名張市の拡大図は30頁～31頁

(2) 内陸活断層による地震

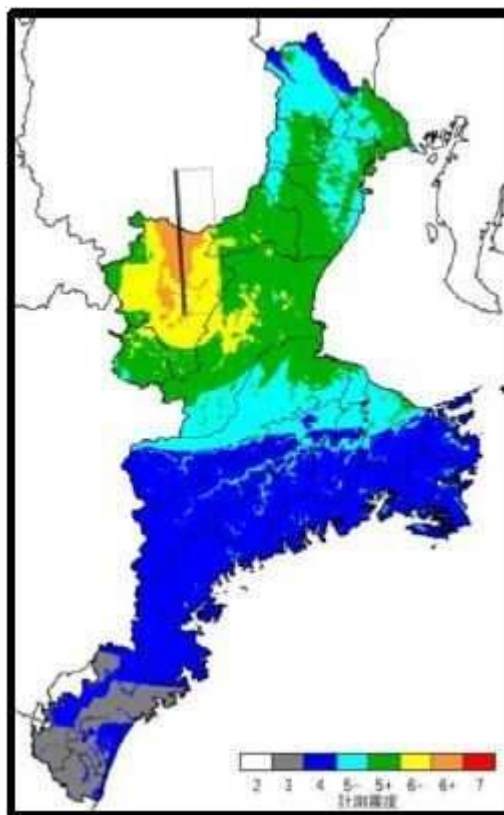
想定地震における震度予測図

布引山地東縁断層帯（東部）



	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
面積割合 (%)	—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%

頓宮断層



	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	340.49	2,221.54	1,115.69	1,543.25	436.18	119.95	0.00
面積割合 (%)	5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

内陸直下型地震については、布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されている。伊勢湾沿岸部の断層近傍の一部では、震度7の想定となっている。

頓宮断層を震源とする地震では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されている。断層近傍では、震度6強の想定となっている。

2 リスク予測結果

リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測すること。

(1) プレート境界型地震

ア 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの人々が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約34,000人が死亡すると予測され、このうち、津波に

よる死者は約32,000人、建物倒壊等による死者は約1,400人となっている。
理論上最大クラスの地震では、県全体で約53,000人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約42,000人、建物倒壊等による死者は約9,700人となっている。

どちらのクラスの地震においても、共通しているのは、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されている。

本市では、理論上最大クラスの地震において、建物倒壊等によるものが約20人、その内家具転倒等によるものは5人未満となっている。一覧表の内の「－」は5未満を示す。

■過去最大クラスの地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	－(－)	約80	約200	約700	約300	約1,400
うち家具転倒等	－(－)	約10	約20	約30	約10	約70
津波	－(－)	約1,300	約3,000	約14,000	約14,000	約32,000
うち逃げ遅れ	－(－)	約1,300	約2,900	約13,000	約14,000	約31,000
うち自立脱出困難	－(－)	約40	約70	約500	約100	約700
急傾斜地等	－(－)	－	約10	約30	約20	約60
火災	－(－)	－	－	－	－	－
計	－(－)	約1,400	約3,200	約15,000	約14,000	約34,000

※－：わずか(5未満)

■理論上最大クラスの地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	約20(約90)	約2,000	約2,800	約3,600	約1,200	約9,700
うち家具転倒等	－(約10)	約100	約200	約200	約50	約500
津波	－(－)	約3,700	約6,600	約16,000	約16,000	約42,000
うち逃げ遅れ	－(－)	約2,900	約5,200	約14,000	約15,000	約37,000
うち自立脱出困難	－(－)	約800	約1,400	約2,600	約700	約5,400
急傾斜地等	－(－)	約10	約20	約40	約20	約100
火災	－(－)	約300	約400	約300	約30	約900
計	約20(約100)	約6,000	約9,800	約20,000	約17,000	約53,000

※－：わずか(5未満)

イ 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火気や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約70,000棟の建物の被害が予想され、そのうち、揺れに伴い約23,000棟、その内本市では約20棟が全壊すると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約248,000棟の建物被害が予想され、そのうち、揺れに伴い約170,000棟、その内本市では約600棟が全壊し、この他、急傾斜地等が約10棟、さらに火災により約10棟が焼失すると予測されている。

■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約20(約60)	約2,000	約3,900	約12,000	約4,800	約23,000
液状化	－(約10)	約2,500	約1,600	約1,500	約300	約5,900
津波	－(－)	約8,500	約4,800	約16,000	約9,100	約38,000
急傾斜地等	－(約10)	約20	約80	約400	約200	約700
火災	－(約10)	約20	約70	約1,800	約40	約2,100
計	約20(約90)	約13,000	約11,000	約32,000	約14,000	約70,000

※－：わずか（5未満）

■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約600(約2,400)	約39,000	約48,000	約63,000	約19,000	約170,000
液状化	－(約20)	約2,600	約1,700	約1,600	約300	約6,200
津波	－(－)	約9,700	約7,500	約12,000	約7,900	約37,000
急傾斜地等	約10(約50)	約100	約200	約500	約300	約1,100
火災	約10(約30)	約11,000	約16,000	約5,600	約500	約34,000
計	約600(約2,500)	約63,000	約73,000	約82,000	約28,000	約248,000

※－：わずか（5未満）

※計は100単位のため各項目の合計とは合わない。

ウ 交通施設障害（道路施設）

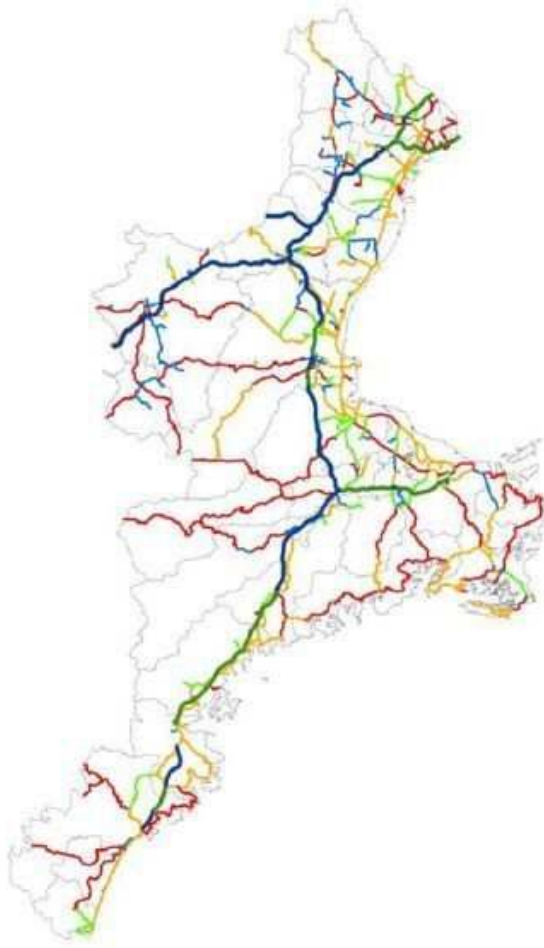
緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測している。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所が見られるが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測している。

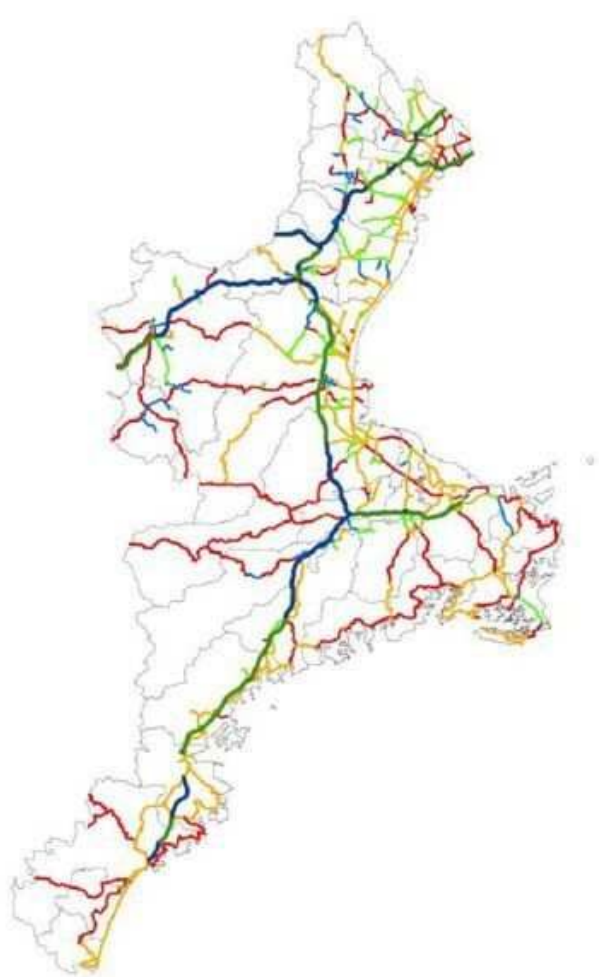
なお、高速道路には大きな施設被害は発生していないと予測される。

緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震



理論上最大の地震



【影響度ランクと復旧日数目安】
※緊急輸送が可能なレベルの復旧

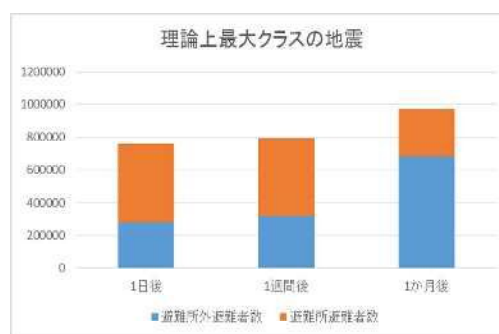
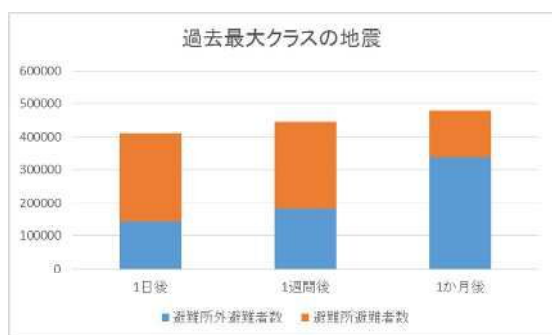
- AA: 1週間以上
- A: 3日～1週間
- B: 当日～3日
- C: なし

エ 生活支障等（避難者）

避難者数の予測は「イ建物被害」と同様に、「冬・夜18時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失棟を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難等避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。



■過去最大クラスの地震における避難者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
1日後	約100(約400)	約135,000	約120,000	約122,000	約34,000	約411,000
避難所	約80(約300)	約88,000	約78,000	約79,000	約22,000	約267,000
避難所外	約50(約200)	約47,000	約42,000	約43,000	約12,000	約144,000
1週間後	約3,200(約12,000)	約174,000	約121,000	約107,000	約33,000	約447,000
避難所	約1,600(約5,800)	約100,000	約69,000	約68,000	約21,000	約264,000
避難所外	約1,600(約5,800)	約74,000	約52,000	約39,000	約12,000	約183,000
1か月後	約100(約400)	約113,000	約143,000	約181,000	約43,000	約480,000
避難所	約40(約100)	約34,000	約43,000	約54,000	約13,000	約144,000
避難所外	約90(約300)	約79,000	約100,000	約127,000	約30,000	約336,000

※期間毎の数値は100単位のため、避難所と避難所外の合計とは合わない。

■理論上大クラスの地震における避難者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
1日後	約2,300(約8,200)	約264,000	約251,000	約185,000	約49,000	約757,000
避難所	約1,400(約4,900)	約167,000	約158,000	約117,000	約31,000	約478,000
避難所外	約900(約3,300)	約97,000	約92,000	約68,000	約18,000	約278,000
1週間後	約9,700(約30,000)	約299,000	約238,000	約177,000	約49,000	約793,000
避難所	約4,900(約15,000)	約172,000	約141,000	約115,000	約32,000	約474,000
避難所外	約4,900(約15,000)	約127,000	約97,000	約63,000	約17,000	約319,000
1か月後	約2,300(約8,200)	約375,000	約299,000	約227,000	約63,000	約973,000
避難所	約700(約2,500)	約112,000	約90,000	約68,000	約19,000	約292,000
避難所外	約1,600(約5,800)	約262,000	約210,000	約159,000	約44,000	約681,000

※期間毎の数値は100単位のため、避難所と避難所外の合計とは合わない。

オ 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、県全体で約1,100万トンから約1,800万トン、本市で5千トン未満と予測されている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約2,500万トンから約3,400万トン、本市で約6万トンと予測されている。

■災害廃棄物等発生量

(千トン)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
過去最大クラス	－(約10)	約3,000～ 5,000	約2,800～ 5,100	約3,900～ 6,200	約1,300～ 1,900	約11,000～ 18,000
理論上最大クラス	約60(約300)	約7,800～ 10,000	約7,300～ 10,000	約7,500～ 10,000	約2,300～ 3,100	約25,000～ 34,000
平常時県内ごみ搬入量	22(49)	276	172	101	33	629

※－：わずか（5未満）

(2) 内陸活断層による地震

ア 人的被害（死者）

内陸直下型地震については、布引山地東縁断層帯（東部）地震では、県全体で約4,100人が死亡すると予想され、その内訳は、中勢地域が6割、北勢地域が約4割となっている。

頓宮断層地震では、県全体で約200人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

■布引山地東縁断層帯（東部）地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	－(－)	約1,400	約2,100	約50	－	約3,500
うち家具転倒等	－(－)	約90	約100	－	－	約200
急傾斜地等	－(－)	約10	約10	約20	－	約50
火災	－(－)	約100	約400	－	－	約500
計	－(－)	約1,500	約2,500	約20	－	約4,100

※－：わずか（5未満）

■頓宮断層地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	－(約200)	－	－	－	－	約200
うち家具転倒等	－(約10)	－	－	－	－	約10
急傾斜地等	－(－)	－	約10	－	－	約20
火災	－(－)	－	－	－	－	－
計	－(約200)	約10	約10	－	－	約200

※－：わずか（5未満）

イ 建物被害

内陸直下型地震については、布引山地東縁断層帯（東部）地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、本市では、揺れ及び急傾斜地等により約20棟が全壊すると予測されている。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害と本市においては揺れ及び急傾斜地等で約100棟が全壊すると予測されている。

■布引山地東縁断層帯（東部）地震における全壊・焼失棟数

（棟）

	名張(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約10(約40)	約27,000	約37,000	約1,200	—	約65,000
液状化	—(約10)	約2,600	約1,700	約1,400	約100	約5,900
急傾斜地等	約10(約30)	約80	約200	約200	約40	約500
火災	—	約6,000	約16,000	約20	—	約22,000
計	約20(約90)	約3,500	約55,000	約2,800	約200	約93,000

※—：わずか（5未満）

■頓宮断層地震における全壊・焼失棟数

（棟）

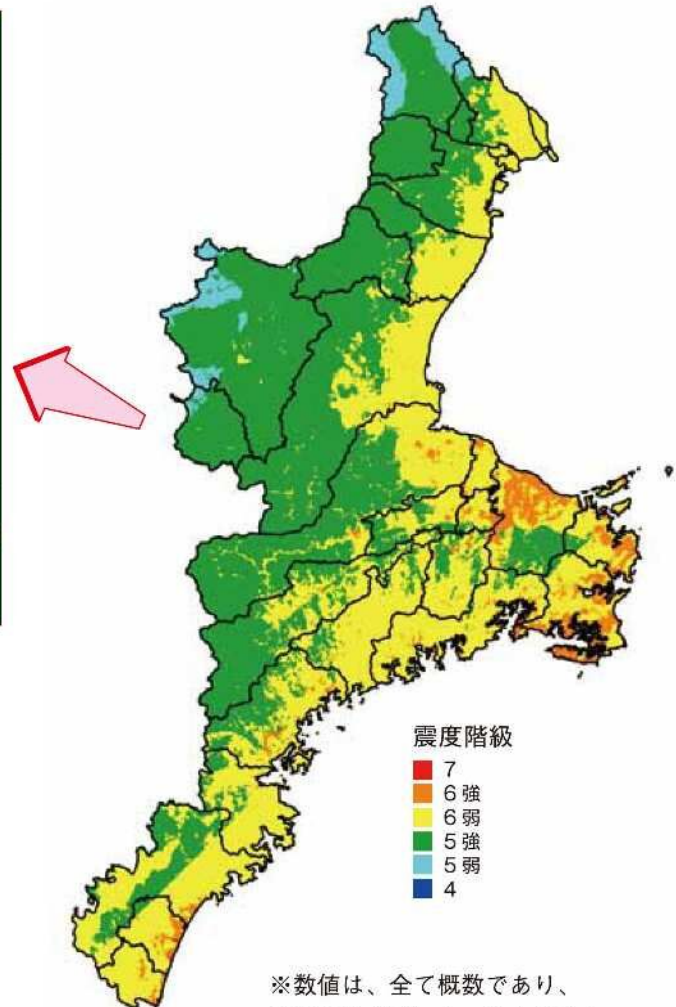
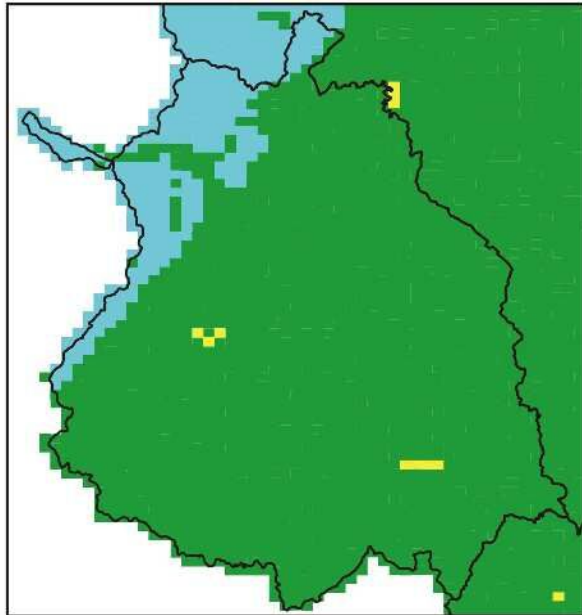
	名張(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約100(約4,500)	約70	約100	—	—	約4,700
液状化	—(約20)	約1,900	約1,300	約600	約10	約3,900
急傾斜地等	約10(約50)	約50	約90	約150	—	約200
火災	—(約30)	約20	約20	—	—	約70
計	約100(約4,600)	約2,100	約1,500	約700	約10	約8,900

※—：わずか（5未満）

※計は100単位のため各項目の合計とは合わない。

南海トラフ地震（過去最大クラス）揺れやすさマップ

過去概ね100年から150年間隔で揺れと津波により甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に起こり得ることが実証されている南海トラフ地震



※数値は、全て概数であり、合計値は必ずしも一致しません。

避難者数（人） ※冬夕発災

分類	名張市	三重県
1 日後	約 100	約 411,000
避難所	約 80	約 267,000
避難所外	約 50	約 144,000
1 週間後	約 3,200	約 447,000
避難所	約 1,600	約 264,000
避難所外	約 1,600	約 183,000
1 か月後	約 100	約 480,000
避難所	約 40	約 144,000
避難所外	約 90	約 336,000

家屋の被害数、死者数

分類	名張市	三重県	
家屋の全壊・焼失棟数（棟） ※冬夕発災	揺れ	約 20	約 23,000
	液化	—	約 5,900
	津波	—	約 38,000
	急傾斜地等	—	約 700
	火災	—	約 2,100
合計	約 20	約 70,000	
死者数（人） ※冬深夜発災 津波からの避難率が低い場合	建物倒壊	—	約 1,400
	うち屋内落下物等	—	約 70
	津波	—	約 32,000
	うち逃げ遅れ	—	約 31,000
	うち自力脱出困難	—	約 700
	急傾斜地崩壊等	—	約 60
火災	—	—	
合計	—	約 34,000	

—：わずか（5未満）

名張市のライフライン被害数

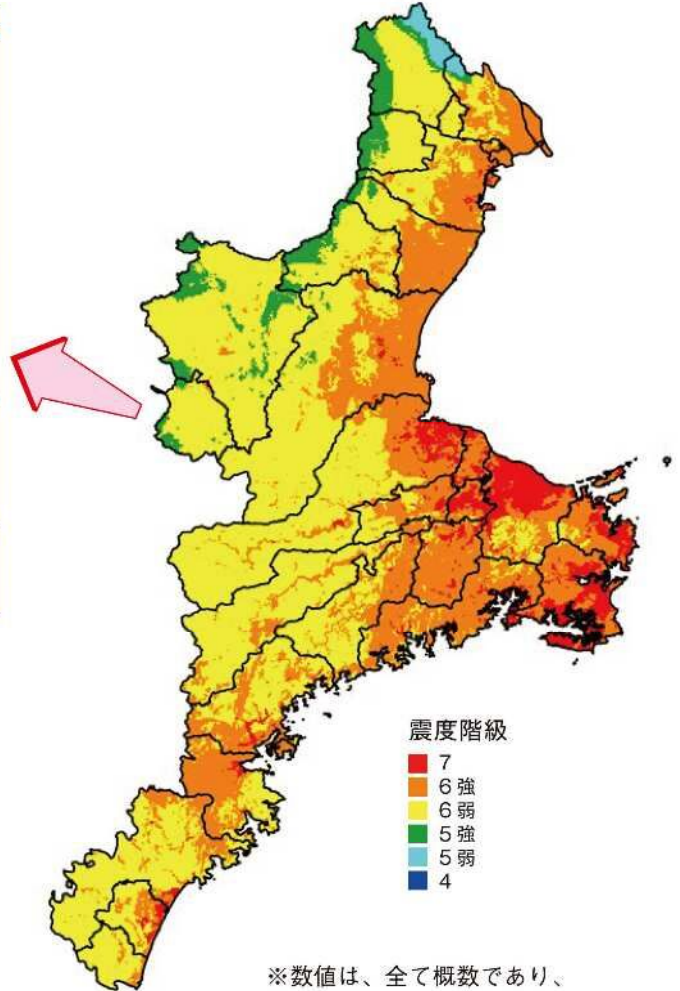
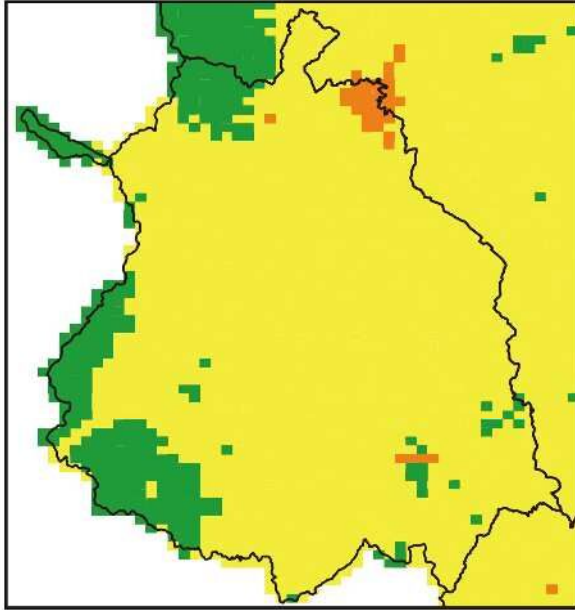
分類	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	
上水道	給水人口（人）	約82,000			
	断水人口（人）	約40,000	約70,000	約13,000	—
	断水率	49%	85%	15%	0%
下水道	処理人口（人）	約14,000			
	支障人口（人）	約200	約11,000	—	—
	支障率	2%	81%	0%	0%
電力	需要家数（軒）	約48,000			
	停電軒数（軒）	約43,000	約39,000	—	—
	停電率	89%	80%	0%	—
固定電話	回線数（回線）	約18,000			
	不通回線（回線）	約16,000	約15,000	—	—
	不通率	89%	80%	0%	0%
ガス	需要家数（戸）	約15,000			
	復旧対象戸数（戸）	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

—：わずか（5未満）

三重県（2014）地震被害想定調査結果

南海トラフ地震（理論上最大クラス）揺れやすさマップ

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は低いものの理論上起こり得る最大クラスの南海トラフ地震



震度階級

- 7
- 6 強
- 6 弱
- 5 強
- 5 弱
- 4

※数値は、全て概数であり、合計値は必ずしも一致しません。

避難者数（人） ※冬夕発災

分類	名張市	三重県
1 日後	約 2,300	約 757,000
避難所	約 1,400	約 478,000
避難所外	約 900	約 278,000
1 週間後	約 9,700	約 793,000
避難所	約 4,900	約 474,000
避難所外	約 4,900	約 319,000
1 か月後	約 2,300	約 973,000
避難所	約 700	約 292,000
避難所外	約 1,600	約 681,000

家屋の被害数、死者数

分類	名張市	三重県	
家屋の全壊・焼失棟数（棟） ※冬夕発災	揺れ	約 600	約 170,000
	液状化	—	約 6,200
	津波	—	約 37,000
	急傾斜地等	約 10	約 1,100
	合計	約 600	約 248,000
死者数（人） ※冬深夜発災 津波からの避難率が低い場合	建物倒壊	約 20	約 9,700
	うち屋内落下物等	—	約 500
	津波	—	約 42,000
	うち逃げ遅れ	—	約 37,000
	うち自力脱出困難	—	約 5,400
急傾斜地崩壊等	—	約 100	
合計	約 20	約 53,000	

—：わずか（5未満）

名張市のライフライン被害数

分類	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	
上水道	給水人口（人）	約 82,000			
	断水人口（人）	約 73,000	約 76,000	約 31,000	—
	断水率	88 %	92 %	38 %	0 %
下水道	処理人口（人）	約 14,000			
	支障人口（人）	約 500	約 11,000	—	—
	支障率	3 %	81 %	0 %	0 %
電力	需要家数（軒）	約 48,000			
	停電軒数（軒）	約 43,000	約 39,000	約 60	—
	停電率	89 %	80 %	0 %	—
固定電話	回線数（回線）	約 18,000			
	不通回線（回線）	約 16,000	約 15,000	約 20	—
	不通率	89 %	80 %	0 %	0 %
ガス	需要家数（戸）	約 15,000			
	復旧対象戸数（戸）	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

—：わずか（5未満）

三重県（2014）地震被害想定調査結果